

令和6年1月15日

新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関の皆様へ

茨城県保健医療部
感染症対策課疫学G

「令和5年度下期 外来対応医療機関設備整備事業費補助金」に係る 個人防護具申請のご案内

新型コロナウイルス感染症の疑い例等を診察する医療機関において、感染防止の為の設備整備費の補助につきましては、令和5年度下期は、これまでに補助を受けたことがない外来対応医療機関を対象に交付申請書を提出して頂くようご案内してきたところです。

個人防護具については、県内の新型コロナ感染症患者の在院者数により補助のご案内をさせていただきこととしておりましたが、今般、補助対象期間となる指標の在院者数が255人を超えたことから、個人防護具の補助を開始いたしますので、以下の通りご案内いたします。

個人防護具の補助を希望する医療機関におかれましては、以下をご一読の上、令和6年2月2日(金)までにご申請ください。

1. 対象となる医療機関

- 県から指定を受けた「外来対応医療機関」

(参考)「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」(令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001070702.pdf>)

※発熱患者等に対面での診療を行う医療機関が対象となりますので、オンライン診療等のみを行う医療機関は、補助の対象となりません。

※外来対応医療機関の指定を解除された場合は、補助対象外です。

2. 対象経費及び基準額

対象経費	基準額	補助率
個人防護具 <u>※補助対象期間は、令和6年3月31日までの間で本県の新型コロナウイルス感染症患者の在院者数が255人以上の期間内に使用するものに限る。</u>	3,600円/人	10/10

※1施設あたり上限額 **180万円(500人分)**(上期申請分の個人防護具費を含む)

※別添1及び別添2をご参照願います。

3. 対象期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで（6カ月間）に行う補助事業

※令和5年10月1日以降に契約・発注を行うこと

※令和6年3月31日までに納品を行うこと

4. 交付申請書の提出

(1) 提出期限 **令和6年2月2日（金）必着**

(2) 提出方法 **郵送及びメール**にてご提出ください。

①郵送

住所：〒310-8555 水戸市笠原町978番6

宛先：茨城県保健医療部感染症対策課 疫学グループ 佐本 宛

②メール

yoboll@pref.ibaraki.lg.jp

※メールタイトルに「【外来申請】(医療機関名)」と入れて送付してください。

※見積書等のデータ提出が困難な場合は、(3) 提出書類の1～4のみデータ提出。

(3) 提出書類（全て押印不要です）

1. 交付申請書（様式第1号）又は 変更交付申請書（様式第3号）※
2. 事業計画書（別紙1）
3. 所要額調書及び所要額明細書（別紙2）又は（別紙3）※
4. 歳入歳出見込み抄本
5. 見積書の写し
6. カタログ等
7. 内訳表

※下期に設備に係る補助の交付決定を受けている医療機関におかれましては、「変更交付申請書（様式第3号）」及び「所要額調書及び所要額明細書【変更】（別紙3）」をご提出ください。

5. 実績報告書の提出

全ての事業が完了した後に以下を提出してください。

(1) 提出期限 事業完了後30日以内または令和6年3月31日のいずれか早い日

(2) 提出方法 「3. 交付申請書の提出」と同じ

(3) 提出書類（全て押印不要です）

1. 実績報告書（様式第4号）
2. 経費所要額精算書（別紙4）
3. 対象経費実支出額内訳（別紙5）
4. 歳入歳出決算書抄本

5. 診療実績報告書（別紙6）
6. 支出証拠書類（納品書、検収調書の写し等）
7. その他参考となる書類（写真等）

6. 手続きの流れ

1. 【医療機関→県】 交付申請書を提出（2/2 まで）
（増額の場合）変更交付申請書を提出
2. 【県→医療機関】 交付決定通知書を送付（2 月中）
（増額の場合）変更交付決定通知書を送付
3. 【医療機関→県】 実績報告書を提出（3/31 まで）
4. 【県→医療機関】 補助金確定通知書の送付及び補助金の支払い（4 月～5 月）

7. 留意事項

- ・本事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の外来診察を幅広い医療機関に実施していただくにあたり必要となる設備に対し補助金を交付するものとなります。（ただし、今回のご案内については个人防护具の申請に限る。）
そのため、貴医療機関におかれましては、本補助金を活用するにあたり、当該患者の診察が困難となることがないように事前に十分検討していただきますようお願いいたします。
また、補助事業の目的を達成できない場合や実績の確認ができなかった場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ・それぞれの設備に対して、基準額等が定められていますが、その額を超える部分については、貴医療機関の自己負担となります。
- ・予算の範囲内において事業を実施するため、必要最小限の数を申請していただくようお願いいたします。
- ・申請にあたっては、別添の「【Q&A】R5 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（当課該当事業分）について.xlsx」をご参照ください。
- ・当事業で定める契約書等について、交付要項第11条（6）に基づき5年間保管いただくこととなります。他事業と分け、適切に管理いただきますようお願い申し上げます。

（問い合わせ先）

保健医療部感染症対策課 疫学 G 佐本

電話番号：029-301-3233

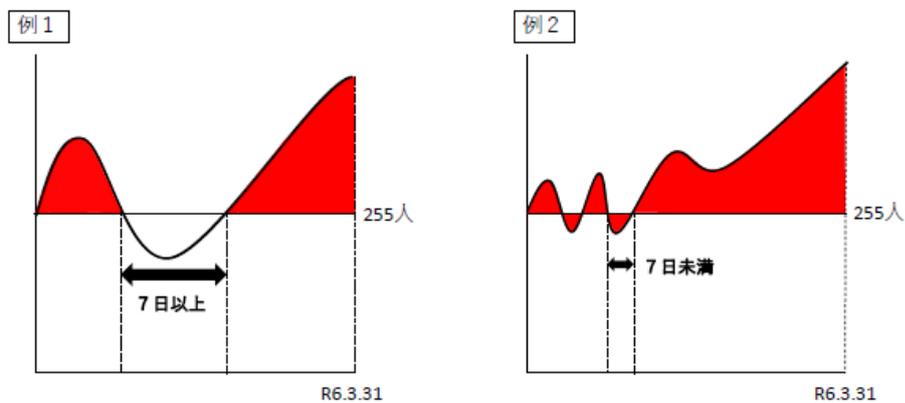
E m a i l : yobo11@pref. ibaraki. lg. jp

別添 1

令和 5 年度下期外来対応医療機関設備整備事業に係る个人防护具の補助対象について

1. 補助対象期間

補助金交付要項により、「令和 6 年 3 月 31 日までの間で本県の新型コロナウイルス感染症患者の在院者数が 255 人以上の期間内に使用するものに限る。」としていることから、个人防护具の補助対象期間は以下の場合が考えられます。(現時点では補助対象期間は確定しておりません。)



※赤い範囲が个人防护具の補助対象期間となります。

※基準を下回った際の見え方については、1週間後の日の前日までに255人を超えていた場合は、その期間も補助対象となります。

以上の考え方により補助対象期間が見込み難いことから、ご申請いただいた医療機関には補助対象期間が確定次第、改めてご連絡をさせていただきます。

2. 申請時の算出方法について

1により、个人防护具の補助対象期間が見込み難いことから、令和 6 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間で使用する予定の个人防护具費をご申請ください。

考え方が難しい場合は、以下を参考にご算出ください。

- ・直近の 3 か月で使用した个人防护具費から算出
- ・昨年の感染拡大期（第 8 波頃：11 月～2 月上旬）で使用した个人防护具費から 3 か月分を算出
- ・過去に当該補助金で个人防护具の補助を受けた場合、当時の実績額の 3 か月分を申請額として算出

ただし、最終的な交付額（精算額）は申請額を上回ることはありません。また、当補助金は予算の範囲内で実施することから、必要量を精査していただき、補助対象期間に使用する目途がある量をご申請ください。これらの申請を踏まえ、実績報告時に補助対象期間で使用したものを補助させていただきます。

3. 実績報告時の算出方法について

補助対象期間に使用した個人防護具費が明確な場合（例えば、通常の診察で使用する個人防護具より明らかにコロナによって使用量が増え、追加で発注をかけた場合等）は、実績報告時に納品書（又は、領収書）をご提出いただくのみで構いません。

上記に該当しない場合は、以下により算出方法をご検討ください。

例1 割合から算出する方法

①10月1日から3月31日の間（以下、「事業実施期間」という）で購入した個人防護具費（A）を確認

Ex. 事業実施期間で購入した個人防護具費は30万円だった。

②事業実施期間に発熱外来で診察した人数（B）を算出（別紙6でご作成いただきます。）

Ex. 事業実施期間に発熱外来として診察した人数は700人だった。

③補助対象期間に発熱外来で診察した人数（C）を算出（別紙6より抽出いただきます。）

Ex. 補助対象期間に発熱外来で診察した人数は350人だった。

④割合（ $C \div B$ ）を算出し、（A）を乗ずる。

補助対象期間に使用した個人防護具の金額（精算額）

= 事業実施期間で購入した個人防護具費（A） × { 補助対象期間に発熱外来で診察した人数（B） / 事業実施期間に発熱外来で診察した人数（C） }

Ex. $300,000$ （円） × { 350 （人） / 700 （人） } = $150,000$ （円）

この場合、精算額は 150,000円 となる

例2 一人当たりの単価が算出できる場合の算出方法

（例としての記載は、「マスクとガウン」の補助を希望し、「患者ごとに交換する」対応を行っている場合を想定）

①1人あたりの金額（A）を算出

Ex. マスクは200枚入り2,780円なので、1人当たりの14円

ガウンは20枚入り3300円で、1人当たり165円 よって、 $A=179$ 円

②補助対象期間に診察した人数（B）を算出

Ex. 補助対象期間に発熱外来で診察した人数は350人だった。

③補助対象期間に使用した個人防護具の金額（精算額）を算出（ $A \times B$ ）

Ex. 179 円（A） × 350 人（B） = $62,650$ 円

この場合、精算額は 62,000円 となる

以上

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

別添2

個人防護具に関する規格参考例

マスク

感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りとは後頭部を押さえる構造である。

鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。

ゴーグル

防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。

眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。

ガウン

耐水性のある不織布素材である。

長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。

業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。

グローブ

水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。

手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。

キャップ

毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。

マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。

不織布素材であること。

フェイスシールド

防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能である。